

石巻市共催及び後援に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻市（以下「市」という。）以外の団体等が行う事業に対し、市が共催又は後援（以下「共催等」という。）をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催 団体等の意思決定により、自ら事業の実施を計画し、かつ、予算をもって事業を実施するものをいう。
- (2) 共催 事業を主催する団体等（以下「主催者」という。）に対する市の経費等の負担の有無を問わず、市が事業に参画し、主催者との共同の責任をもって事業を行うものをいう。
- (3) 後援 主催者に対し、単に市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承認することによって支援するものをいう。

(承認の基準)

第3条 共催等の承認を受けすることができる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体
- (2) 福祉、産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の関係団体
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体等

2 共催等の承認を受けことができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の福祉の向上又は産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与し、かつ、公益性を有すると認められるものであること。
- (2) 市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (3) 営利を主たる目的とするものでないこと。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有する者が関与するものでないこと。

(承認の申請手続等)

第4条 共催等の承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、石巻市共催等承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請書については、その記載事項を記載した書面をもってこれに代えることができる。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書（入場料その他の費用を徴収する事業に限る。）
 - (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、申請書の提出があったときは、前条に規定する基準により申請の内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市共催等承認通知書（様式第2号）又は石巻市共催等不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、共催等の承認をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 使用する名義は、「石巻市」とすること。
 - (2) 事業を行うに当たっては、特に必要と認められる場合を除き、原則として市費による経費等の負担は、一切行わないこと。
 - (3) 事業を行うに当たって生じた事故、災害等については、申請者の責任において処理を行うこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（変更の届出）

第5条 前条第2項の規定により共催等の承認を受けた申請者（以下「承認団体等」という。）は、当該承認を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ石巻市共催等事業変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（事業実施報告）

第6条 承認団体等は、事業の終了後30日以内に石巻市共催等事業実施報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該報告書については、その記載事項を記載した書面をもってこれに代えることができる。

2 前項の場合において、事業が入場料その他の費用を徴収するものであるときは、承認団体等は、当該事業に係る収支決算書を併せて提出しなければならない。
（承認の取消し等）

第7条 市長は、承認団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等の承認を取り消し、石巻市共催等承認取消通知書（様式第6号）により承認団体等に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) 第4条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 承認団体等が解散したとき、又は市に連絡することなく事業を取りやめたとき。
- (4) 第4条第1項の規定による申請又は第5条の規定による届出の内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により共催等の承認を取り消した場合において、承認団体等その他の関係者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。
（事務の処理）

第8条 共催等の承認に関する事務は、当該事業に係る事務を所掌する課等において処理

するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。